

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

福山市の給付金の支給時期

初回振込予定日2022年2月22日

以降順次振込

※振込の際は文書でお知らせします

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 （いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

申請期間（福山市）

令和4年2月1日（火）～

令和4年9月30日（金）



詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

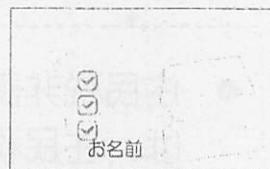
- 対象となる世帯には、令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認して、同封の返信用封筒で返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金支給口座番号に誤りがないか

※記載されている支給口座と異なる口座へ振込みを希望する場合や支給口座欄が空欄の場合は、必要事項を記載の上、添付書類を貼り付けてください。

- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の者がいないこと



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

I 非課税世帯の給付を受けた場合はII 家計急変世帯の給付を受けることはできません。

- 給付金を受け取るには

※非課税相当の目安※

申請が必要

【申請書】

福山市ホーム ページから
ダウンロードするか福山市
コールセンターへお問い合わせ
合わせください。

電子申請も可能です。

扶養している親族の状況	非課税相当収入の目安
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.9万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

福山市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

TEL 084-928-1240

FAX 084-927-7133

受付時間 平日8:30~17:15